

【健康保険被扶養者（異動）届の記入にあたって】

- 国民年金第3号被保険者に該当する場合は、日本年金機構のホームページから「国民年金第3号被保険者関係届」を取得の上、日本年金機構へご提出ください。

医療保険者証明欄については、健康保険被扶養者（異動）決定通知書の写しを添付してください。

◆ 被扶養者（異動）届について

【被保険者欄】

1. 追加・抹消どちらかに○印をつけてください。
2. 子の出生等の申請において、夫婦共同扶養（配偶者が被扶養者となっていない）の場合は、配偶者の年間収入を必ずご記入ください。

【被扶養者欄】

3. 被扶養者の追加時には個人番号を必ずご記入ください（出生により、届出時に個人番号が付されていない場合を除く）。
4. 被保険者との続柄は「妻」「長男」「二女」「養子」「母」「妻の母」「祖父」などご記入ください。
5. 職業欄は該当するものを○で囲み、高校生以上の学生の場合は「大3」「院1」等と記入し、該当するものがない場合は「その他（ ）」欄に、その実態が分かるよう具体的にご記入ください。
6. 被扶養者に収入がある場合は、その種類を○で囲み、年間総収入額（今後1年間に換算して）をご記入ください。
7. 婚姻・離職による申請の場合は、前職の「会社名」「退職日」「雇用保険失業給付受給の有無」を必ずご記入ください。

◆ 添付書類について

● 続柄の確認

扶養になる方の続柄・住所の確認のため、発行から90日以内の住民票（世帯全員、続柄表示）を添付してください。ただし、被扶養者となる方が、同居の配偶者又は子の場合で、事業主において被保険者との続柄・住所について確認済の場合は、届書の事業主欄□に✓をしていただくことによって住民票の添付を省略できます。

出生の場合、個人番号の記入は省略できますが、個人番号が付番されましたら速やかに個人番号届をご提出ください。

● 収入等の確認

16歳以上の方を被扶養者として申請する場合は、以下の書類を添付してください。

状況により、下記以外の書類の提出を求められることがありますのでご了承ください。

- ① 学生の場合……学生証の写し又は在学証明書（高校生の場合は不要）
- ② パート・アルバイト等の収入がある場合……直近3ヶ月の給与明細書の写し（※通勤手当も収入に含まれます）
- ③ 年金・恩給等を受給している場合……年金、恩給等の名称及び金額が分かるもの（振込通知書、支払通知書の写し等）
※二種類以上の年金を受給している場合は各々について必要です。また、遺族年金や障害年金等、非課税の年金も収入に含まれます。
- ④ 自営業、農業等の収入がある場合……直近の確定申告書の写し+収支内訳書
- ⑤ 雇用保険の失業給付受給終了の場合……雇用保険受給資格者証の写し（支給終了の記載があるもの）
※失業給付受給中は被扶養者として認定できません≪但し、基本手当日額×360日<130万円（60歳以上の方または障害厚生年金受給者等は180万円）の場合は除く≫。
- ⑥ 無職・無収入の場合……所得証明書（市区町村発行）※60歳未満の無職・無収入の配偶者については添付書類不要

● その他

- ① 父母、祖父母等の場合……「被扶養者届添付書」（組合指定様式）、住民票（世帯全員、続柄表示記載のあるもの）
- ② 別居（単身赴任、16歳未満の子、学生を除く）の場合……送金を証明する書類（通帳または振込明細書等の直近6ヶ月分の写し）、住民票（世帯全体、続柄表示記載のあるもの）
- ③ 被扶養者削除の場合……対象の資格確認書（お持ちの方のみ）

≪ ご不明な点等ございましたら、大阪府建築健康保険組合までおたずねください。 ≫